



VOL.65  
令和元年(2019年)12月1日  
みどり あいせい  
**水土里ネット愛西**  
(愛西土地改良区)  
受益面積 1,529ha 組合員数 2,439名  
〒821-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地  
TEL 0749-43-2261(代)  
FAX 0749-43-2079  
E-mail aisei@midorinet-aisei.jp  
URL <http://midorinet-aisei.jp>

## 土地改良法改正に伴う耕作者説明会開催



令和元年10月30日、みずほ文化センターにおいて、貸借地を耕作している方を対象とした、土地改良法改正に伴う耕作者説明会を開催しました。

農地の所有者と耕作者の二極化により、土地改良法改正(平成31年4月1日施行)において准組合員制度が創設されたことから、令和3年度より当区でも自作地以外の農地について、准組合員制度を導入いたします。貸借地等権利設定農地については、組合員と准組合員の2資格者の取り扱いとなります。

組合員皆様に具体的にご理解いただくために、今冬から集落説明会を順次開催させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。管外にお住まいの方にも、順次、資料等を送付いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 改良組合長会議開催 (11.7 集落説明会開催の日程依頼)





理事長

西川 太平

## 発刊にあたって

若干の減額となりました。

近年の多発する自然災害など、あらゆる場面を想定して農業用施設・設備の延命、あわせてその機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理が重要です。突発的に発生する緊急事態に備えまして、「損害を最小限にとどめつつ、早期の復旧を可能とするための平常時の活動」⇒「事業継続計画＝BCP (business continuity plan)」を一昨年に策定いたしました。当改良区は、現在のところまだ地震対応だけの範疇ですが、風水害等の発生時においても、適切な維持管理が継続できるよう、引き続き「BCP：事業継続計画」の更なる整備に取り組んでいく所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本年になりまして、理事2名と監事1名の欠員が生じてまいりましたので、11月15日臨時総代会で補欠選任を致しました。また、土地改良法改正に伴います集落説明会を、年末から年明け3月にかけて予定しております。「組合員名簿兼土地原簿の見直し、耕作地の利用権設定」について、「耕作者・所有者」の方はご出席の上、いわゆるヤミ小作の解消に向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

結びになりますが、今後とも、役員・職員が一丸となって、愛西土地改良区のより良い運営と施設・設備の適切な維持管理に向け、努力して参りますので、引き続き皆さまのご理解ご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

紅葉の便りとともに一段と寒さが厳しい季節を迎えましたが、組合員の皆さまには益々健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、愛西土地改良区の事業・運営に深いご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

近年は「地震・台風・豪雨」などによる自然の災害が続いております。台風15号・19号が各地に多くの被害をもたらしました。特に関東・東北地方の河川増水・決壊・氾濫では、多くの方が亡くなりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。さらに、被害の修復ができていないのに次の台風被害を受けるなど、まだまだ復旧のめどが立たない地域もあるようで、心からお見舞い申し上げます次第です。

愛西管内では目立った台風被害はありませんでしたが、米の作況指数はやや不良としながら不満の残る結果となりました。8月1日から10日間の「節水強化期間」にご協力いただいたおかげもありまして、今年も「24時間送水」を実施することなく、14時間送水で切り抜けることができました。電気料金は送水時間を延長しましたが

## 令和元年度 臨時総代会

令和元年11月15日（金）愛西土地改良区本館会議室におきまして、令和元年度臨時総代会が開催され、湖東農業農村振興事務所長代理 次長 西村誠様、彦根市産業部長代理 農林水産課長 福井圭輝様のご臨席をいただき、議長に林沼敏弘氏（第1選挙区・稲里町）が選任され議案の審議に入りました。



議長 林沼敏弘氏（稲里町）



総代会の様子

### 〈平成30年度関係〉

- ・事業報告、一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録、欠損処理の承認議決について（監査報告）

### 〈令和元年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計第1回補正収支予算、賦課金の賦課徴収の時期及び方法の変更、地区除外等処理、役員員の補欠選任議決について

以上 全て原案どおり議決されました。

## 令和元年度一般会計第1回補正収支予算

## 一般会計

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
土地改良事業収入	111,520	132,324	20,804	事業計画変更	土地改良事業費	128,623	128,924	301	事業計画変更、電気料金確定
附帯事業収入	2,915	2,915	0		一般管理費	82,521	82,521	0	
基本財産運用収入	190	190	0		負担金等	864	864	0	
特定資産運用収入	2,169	2,244	75		固定資産取得支出	2,830	2,830	0	
補助金等収入	38,170	45,076	6,906	事業計画変更	積立金繰出支出	26,294	46,769	20,475	
交付金収入	2,000	2,000	0		予備費	9,600	9,600	0	
受託料収入	304	304	0						
雑収入	8,070	8,360	290						
積立金取崩収入	72,573	53,673	△ 18,900	電気料金確定、前年度繰越金					
固定資産売却収入	100	100	0						
他会計繰入額	2,721	2,721	0						
繰越金	10,000	21,601	11,601						
収入合計	250,732	271,508	20,776		支出合計	250,732	271,508	20,776	

## 平成30年度事業報告

農地転用実績		地目変更	
田	3,902.00㎡	田から畑	944.00㎡
畑	1,210.00㎡		
合計	5,112.00㎡		
農地転用内訳		◎地区面積	田 1,472.16 ha
農作業場、農舎	1,239.00㎡	畑 57.31 ha	
住宅	1,204.00㎡	合計	1,529.47 ha
駐車場	104.00㎡		
その他施設	2,565.00㎡	◎組合員数	2,439 人

## 平成30年度収支決算書

(単位：円)

収 入			支 出		
科目(款)	一般会計	発電事業特別会計	科目(款)	一般会計	発電事業特別会計
土地改良事業収入	104,003,972		土地改良事業費	123,898,103	
附帯事業収入	2,639,315	5,092,784	発電事業費		509,459
基本財産運用収入	97,200		一般管理費	32,815,335	
特定資産運用収入	1,829,784	186	負担金等	3,186,700	
補助金等収入	42,125,500		固定資産取得支出	583,956	
受託料収入	304,000		積立金繰出支出	17,628,121	2,280,186
雑収入	10,705,726	45	他会計繰出額		2,367,150
積立金取崩収入	8,485,725	0	予備費	0	0
他会計繰入額	2,367,150				
繰越金	27,154,705	1,883,180			
収入合計	199,713,077	6,976,195	支出合計	178,112,215	5,156,795
差引残高(平成31年度へ繰越)				21,600,862	1,819,400

## 平成30年度貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部				
1 流動資産	70,002,501	2,153,680	0	72,156,181
2 固定資産				
(1)有形固定資産	445,015,566	0	0	445,015,566
(2)無形固定資産	79,796,216	0	0	79,796,216
(3)その他固定資産	1,103,003,451	21,048,569	0	1,124,052,020
固定資産合計	1,627,815,233	21,048,569	0	1,648,863,802
資産合計	1,697,817,734	23,202,249	0	1,721,019,983
II 負債の部				
1 流動負債	50,704,155	103,680	0	50,807,835
2 固定負債	286,851,289	3,050,000	0	289,901,289
負債合計	337,555,444	3,153,680	0	340,709,124
III 正味財産の部				
1 指定正味財産	0	20,048,569	0	20,048,569
2 一般正味財産	1,360,262,290	0	0	1,360,262,290
正味財産合計	1,360,262,290	20,048,569	0	1,380,310,859
負債及び正味財産合計	1,697,817,734	23,202,249	0	1,721,019,983

## 平成30年度正味財産増減計算書 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収入				
土地改良事業収入	104,243,832	0	0	104,243,832
附帯事業収入	2,639,315	5,092,784	0	7,732,099
補助金、交付金、受託料等収入	42,429,500	0	0	42,429,500
雑収入、基本財産、特定資産運用収入	5,604,900	231	0	5,605,131
引当金戻入	4,323,000	0	0	4,323,000
自己正味財産等収入	0	1,155,385	0	1,155,385
経常収入計	159,240,547	6,248,400	0	165,488,947
(2)経常支出				
土地改良事業費	157,503,903	0	0	157,503,903
発電事業費	0	3,881,250	0	3,881,250
一般管理費	36,523,769	0	0	36,523,769
負担金等	3,186,700	0	0	3,186,700
経常支出計	197,214,372	3,881,250	0	201,095,622
当期経常増減額	△ 37,973,825	2,367,150	0	△ 35,606,675
2 経常外増減の部				
(1)経常外収入				
固定資産譲受収入	0	0	0	0
他会計繰入額	2,367,150	0	△ 2,367,150	0
経常外収入計	2,367,150	0	△ 2,367,150	0
(2)経常外支出				
固定資産等支出	190,091	0	0	190,091
他会計繰出額	0	2,367,150	△ 2,367,150	0
経常外支出計	190,091	2,367,150	△ 2,367,150	190,091
当期経常外増減額	2,177,059	△ 2,367,150	0	△ 190,091
当期一般正味財産増減額	△ 35,796,766	0	0	△ 35,796,766
一般正味財産期首残高	1,396,059,056	0	0	1,396,059,056
一般正味財産期末残高	1,360,262,290	0	0	1,360,262,290
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	124,801	0	124,801
指定正味財産期首残高	0	19,923,768	0	19,923,768
指定正味財産期末残高	0	20,048,569	0	20,048,569
III 正味財産期末残高	1,360,262,290	20,048,569	0	1,380,310,859

## 平成30年度財産目録 (平成31年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	24,962,434	未払金	46,907,596
短期未収賦課金等	8,877,924	賞与引当金	3,766,239
未収賦課金等	239,860	適正化事業拠出金短期未払金	134,000
短期未収金	36,487,500	流動負債合計	50,807,835
前払金	379,046	2 固定負債	
棚卸資産	1,209,417	適正化事業拠出金未払金	1,008,000
流動資産合計	72,156,181	職員退職給付引当金	45,737,234
2 固定資産		転用決済金引当金	166,232,373
(1)有形固定資産		修繕引当金	3,050,000
建物及び附属設備	53,822,022	愛西揚水更新積立金	73,597,325
所有土地改良施設	354,005,296	長期預り金	276,357
土地改良施設用地等	35,458,257	固定負債合計	289,901,289
車両運搬具	860,730	負債合計	340,709,124
工具、器具等	869,261	III 正味財産の部	1,380,310,859
有形固定資産計	445,015,566		
(2)無形固定資産			
受託土地改良施設使用収益権	79,770,080		
ソフトウェア	26,136		
無形固定資産計	79,796,216		
(3)その他固定資産			
基本財産			
備荒積立金	90,097,200		
基本財産計	90,097,200		
特定資産			
発電専用機械装置	15,628,267		
財政調整積立金	46,510,907		
施設管理費積立金	63,927,547		
愛西揚水維持管理費積立金	302,053,977		
曾根沼揚水維持管理費積立金	31,935,358		
財産処分積立金	23,409,129		
職員退職給付積立金	57,383,394		
転用決済金積立金	191,895,626		
愛西揚水更新事業費積立金	73,597,325		
発電事業建設改良積立金	4,420,302		
発電事業修繕積立金	1,000,000		
適正化事業拠出金	3,664,000		
建物更生共済積立金	45,837,777		
建物更生共済前払保険料	171,926,981		
特定資産計	1,033,190,590		
その他資産			
長期未収賦課金等	599,230		
出資金	165,000		
その他資産計	764,230		
その他固定資産計	1,124,052,020		
固定資産合計	1,648,863,802		
資産合計	1,721,019,983		

## 監査結果報告

令和元年6月17日に、平成30年度事業報告及び一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

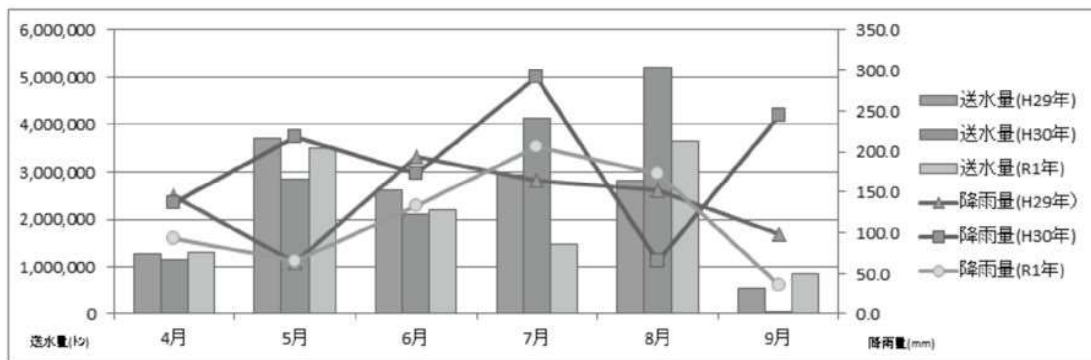


令和元年11月15日  
総括監事 北川 孝作

## 令和元年度 愛西揚水機場送水実績

本年は、8月初旬から中旬にかけての干天により、送水量が増大したため、計画を変更し14時間送水を実施しました。また、8月1日から10日には節水強化期間を設け、各集落水利担当者さんには見回り・点検等を実施していただき、耕作者さんには水管理の強化に取り組んでいただきました。

送水量と雨量の関係グラフ (H29～R1)



	降雨量(mm)	運転時間(h)	送水量(m <sup>3</sup> )	電気料金(円)	使用電力量(kWh)
平成 29 年度	819	1,647.00	13,891,120	21,994,362	1,769,918
平成 30 年度	1,131	1,646.65	15,444,323	23,211,048	1,643,161
令和元年度	709	1,571.88	13,003,910	22,470,663	1,552,828

昨年と比較すると、計画外の14時間送水が26日間から11日間になったため、運転時間が短くなり送水量は約15%減少しました。その結果、電気料金は電力料金単価が値上げとなったものの、約74万円減少することとなりました。

## 用水施設の維持管理費積立てについて

◎末端施設の維持管理にかかる費用は地域や受益者の負担となります。

今年は、薩摩町地先で用水管から漏水が発生し、約250万円の大きな工事となりました。最近では、パイプラインの老朽化により、漏水発生が増加傾向にあります。分土工から末端施設については、地元管理施設となります。突発的な事故や損傷に備えて、自治会または改良組合等で維持管理費の積立てを進めていただきますようお願いいたします。



漏水発生



漏水箇所の確認



損傷既設管撤去



用水管復旧後

## 第19回 愛西土地改良区運営委員会開催

当委員会は農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されており、第19回運営委員会は下記協議テーマにより開催されました。

○主な協議テーマ

- 1) 愛西揚水支線用水路（パイプライン）の漏水等の復旧費用負担区分について
- 2) 土地改良法改正に伴う今後の組合員台帳について
- 3) 愛西揚水節水強化期間について

各地域で施工されたパイプラインにおいて、経年劣化による漏水も増加傾向にあり、その復旧費用等の各集落での取組や課題、また、土地改良法改正による組合員台帳の見直しについて、今後の進め方や問題点についてご意見を伺いました。

運営委員会のご意見を参考に適切な運営が図れるよう取組んでまいります。



第19回運営委員会  
(令和元年8月3日)

## 土地改良法改正に伴う組合員資格にかかる集落説明会開催

### 【概要】

農地の所有者と耕作者の二極化により准組合員制度が創設されました。令和3年度より当区において、貸借地等権利設定農地については、組合員と准組合員の2資格者の取扱いとします。

### 【具体的には】

貸借地（権利設定農地）の組合員は原則耕作者で、所有者は准組合員となり、自作地は所有者が組合員として1資格者となります。

### 【今回の手続き】

耕作者は、基本的に農業委員会台帳と一致することとなります。したがって、権利設定されていなければ、所有者が耕作者となります。実情に合わせるためには権利設定等の手続きが必要となります。

（いわゆるヤミ小作の取扱い廃止）

### 【賦課金負担区分について】

今までと同様に、所有者と耕作者の負担区分により賦課いたします。ただし、権利設定がされていない

農地は自作地扱いとなり、耕作者負担賦課金を所有者が負担していただくこととなります。

### 【今後について】

上記の内容について、先に耕作者説明会（R1.10.30）を開催いたしました。今後、組合員皆様に具体的にご理解いただくために、**集落説明会を開催いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。**管外にお住いの方にも、順次、資料等を送付いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 【権利設定とは】

法律に基づいて農地の耕作者と相対で契約を結び、行政機関に届け出し許可等を受けること。もしくは、農地中間管理機構へ貸付申出する等し、手続きをおこなうことです。手続きは権利設定方法により変わりますが、市役所、農業委員会、農地中間管理機構（滋賀県湖東農業農村振興事務所内）、JA等の窓口で行います。

## 水土里ふれあい体験



アイガモ放鳥



開会式



田植え



生き物観察会



地元産米試食

初夏に田植え、秋に稲刈りを体験していただく愛西土地改良区が主催しているイベントです。

農作業の大変さや、収穫の喜びを参加される皆様に実感していただき、そして楽しい思い出として残るよう開催しています。今年も彦根市内外からたくさんの方にご参加いただきました。

田植え  
6月1日(土)

大人から子供まで約70名が、田んぼに入って田植えを体験されました。

その他にはアイガモのひな放鳥、市内の大学生による生き物観察会、地元産米の試食を行いました。

アイガモのひな放鳥は大人気で、田んぼの草取り名人のアイガモのひなに「草取り頑張ってるね」と声を掛けながら放されていました。

11月2日(土)開催

## ふれあいフェスタ2019

稲枝商工会主催のふれあいフェスタ2019に当区も参画させていただきました。土地改良区の紹介パネルを展示し、クイズ・アンケートにお答えいただいた方にはゲームにチャレンジしていただきました。また、同ブースでは滋賀県による「魚のゆりかご水田」のPRも行われました。たくさんの方に足を運んでいただき、大人から子供まで楽しんでいただいたイベントとなりました。



ゲーム状況



パネル展示状況



来場状況



ゆりかご水田PR

## ご冥福をお祈りいたします

去る令和元年5月6日、理事 辰己久雄氏(下稲葉町)が、ご逝去されました。  
故人は平成26年4月より理事として、土地改良区の運営にご尽力いただきました。  
ここに哀悼の意を表し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 役員の補欠選任について

理事の辰己久雄氏のご逝去と、病气療養のため、理事の西村善治氏(令和元年7月31日付)及び監事の中川正氏(令和元年5月31日付)が退任されました。

令和元年11月15日開催の臨時総代会において、補欠選任により後任理事及び監事として、下記の方が就任されました。

理 事	第2被選任区	高 崎	勝 氏 ( 出路町 )
理 事	第3被選任区	黒 澤	次 朗 氏 ( 下稲葉町 )
監 事	第3被選任区	熊 木	治 氏 ( 田附町 )

## 土地改良区事業功労者表彰

愛西土地改良区職員 総務課主幹 安居 麻 美

令和元年7月5日 滋賀県土地改良事業団体連合会湖東支部協議会において、土地改良事業功労者表彰をいただきました。

## 事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。  
(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)  
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

### ★組合員に変更があったとき(自己申告!!)

※末尾の書類をご提出下さい。

- 相続、贈与による変更
- 売買、貸借による変更
- 住所等の変更
- 耕作者の変更・移動による変更

### ★農地を農地以外に変更するとき

- 田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地(道路、公園等)に売る・寄付する場合

### ★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

### ★田から畑へ変更をするとき

- ※農業委員会の許可後、届出して下さい。
- 田を畑に変更する場合

当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくこととなります。



賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。  
変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。



理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西 土地改良区
受付第 号
年 月 日

(様式第7号)

## 組 合 員 変 更 届 出 書

( 組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書 )

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_\_愛 西\_\_\_\_\_土地改良区理事長 様

現組合員 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

〒

新組合員 住所 \_\_\_\_\_  
ふりがな ( \_\_\_\_\_ )  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 性別 男・女  
 TEL \_\_\_\_\_

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

### 1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m <sup>2</sup>	登記名義 (所有者)	耕作者

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

### 2 変更の原因及びその時期

※ (1) は該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続・売買・贈与・その他 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 時期 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

### 3 変更後の賦課金交替時期

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

### 4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※(印)は、認印で結構です。

切り取り線

ご記入はボールペン又はインクでお願い致します。

## 記入例

現組合員が亡くなられている場合は、現組合員の押印は不要です。  
(新組合員の押印は必要です)

### 組合員変更届出書 (組合員資格得喪通知書)

ご記入日を書いてください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西一郎 (印)

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな ( あいせい たらう )

氏名 愛西太郎 (印)

生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別  男 ・ 女

TEL 0749-43-2261

#### 【新組合員について】

現組合員が亡くなられたが相続登記をしていない場合は、相続予定人がご記入ください。(相続人が複数人になる場合は代表者1名を選任してください。)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

耕作者と権利設定ができていない場合には、耕作者をご相談の上、手続きを行ってください。(7ページ参照)

#### 1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m <sup>2</sup>	登記名義(所有者)	耕作者
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	愛西太郎	愛西太郎
〃	〃	338-1	田	田	3,000	〃	土地次郎
〃	〃	339	田	田	2,000	〃	彦根肇
〃	〃	340-1	田	田	200	〃	愛西太郎
						耕作を中間管理機構、または農協へ出され、耕作者の氏名がわからない場合は「中間管理機構」または「農協委託」とご記入ください。	

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

#### 2 変更の原因及びその時期

※ (1) は該当するものに○をしてください。

(1) 原因  相続 ・ 売買 ・ 贈与 ・ その他 ( )

(2) 時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日

#### 3 変更後の賦課金交替時期

〇〇年 〇〇月 〇〇日

#### 4 変更後の賦課金納入者

相続の場合は、お亡くなりになられた日付をご記入ください。

新組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。(例：令和2年4月1日)

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛西 (事務所) ・ ・ ・ 0749-43-2261

切り取り線